

三番瀬再生計画（事業計画）

答申原案に対する委員意見

第1章 事業計画の概要

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第4節 第1次事業計画における主な取り組み</p> <p>1 三番瀬の自然再生のための具体的施策</p> <p>なお、汽水的な環境を創出するための淡水導入、干潟的環境(干出域等)形成促進のための土砂供給の回復等の実施については・・・事業展開に活用していきます。</p> <p>また、自然(湿地)再生については、・・・重要な事業であり、その実現のため、具体的な取り組みを進めていきます。</p>	<p>なお、汽水的な環境を創出するための淡水導入、<u>及びそれと一体のものとなる干潟的環境(干出域等)形成促進のための土砂供給の回復等の実施については・・・事業展開に活用していきます。</u></p> <p>(河川、後背湿地からの淡水導入と併せた土砂供給を基本とする考え方です。)</p> <p>また、自然(湿地)再生については、・・・重要な事業であり、そのため、具体的な調査を進めていきます。</p> <p>(理由は第2章、第5節、18頁でも説明しますが、自然湿地再生は海、陸両側で実現をめざしています。しかし陸側での具体化には調査から、協議、調整などに相当な時間がかかると考えられるからです。)</p>	<p>2頁</p> <p>3頁</p>	<p>竹川</p>

<p>第4節 第1次事業計画における主な取り組み</p> <p>1. 三番瀬の自然再生のための具体的施策 「生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、……『干出域の拡大』、海と陸との自然なつながりや後背湿地の回復などが重要です。」</p>	<p>『干出域の拡大』を『干潟の再生』に修正する。「千葉県三番瀬再生計画案(基本計画)」、第2節 再生の目標、2. 陸と海との連続性の回復では、「三番瀬の干潟の再生」と表現されているので、整合性をとったほうがよい。</p>	<p>2頁</p>	<p>後藤</p>
---	---	-----------	-----------

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第1節 干潟・浅海域 「第1次事業計画の目標」 (第1段落省略) このため、淡水導入および土砂供給方法の課題整理・検討を行い、・・・試験を実施します。</p> <p>「計画事業」 ・ 事業内容 (第1段落省略) また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的に崩れているものと推測されることから、現在残る干潟的環境を保全しつつ、緩やかな土砂供給を河川等から自然にあるいは人為的に行う等して、干出域等の形成に取り組むことが重要です。</p> <p>このため、三番瀬への土砂供給方法の課題整理、検討を開始します。その際、干潟的環境</p>	<p>このため、淡水導入および土砂供給方法については、自然のメカニズムの一部であるとの認識に立って、課題整理・検討を行い、・・・試験を実施します。 (念のために添えられた長文の修正理由のエキスを付言しました。)</p> <p>また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランスが全体的に崩れているものと推測されることから、現在残る干潟的環境を保全しつつ、緩やかな土砂供給を河川、<u>後背湿地等から自然に行う等して、干潟環境(干出域等)</u>の形成に取り組むことが重要です。 (第一次事業計画の目標にある自然メカニズムの一部としての考えかたに沿ったものです。)</p> <p>このため、三番瀬への土砂供給方法の課題整理、検討を開始します。その際、干潟環境は河川からの土砂流入や、波・</p>	<p>1頁</p> <p>3頁</p>	<p>竹川</p>

<p>境は河川からの土砂流入や、波・流れ等による土砂移動によって自然に形成されてきたことを踏まえ、河川、堰、水路等複数のルートについて検討します。また、緩やかな人為的な土砂供給による干潟的環境再生に関する事例の収集や現況の把握、試験場所や規模、方法・安定性等を検討します。</p> <p>これらの検討を踏まえ、三番瀬の生態系や漁場環境等への事前の影響予測を行い、漁業者など関係者と協議しながら、干潟環境形成の試験を小規模に実施し、モニタリングをしながら「順応的管理」により取り組んでいきます。</p>	<p>流れ等による土砂移動によって自然に形成されてきたことを踏まえ、河川、堰、水路等複数のルートが考えられますが、特に旧江戸川からの土砂供給のルートや規模について検討、試験をします。</p> <p>(現在利根川治水計画が見直され、新たに策定作業に入っているようです。旧江戸川から一定の「環境維持水量」の確保が可能と思われるので、淡水供給については旧江戸川をメインとして検討、試験します。)</p> <p>これらの検討を踏まえ、<u>干潟環境形成の試験に当たっては、三番瀬の生態系や漁場環境等への事前の影響予測を行い、漁業者など関係者と協議しつつ、モニタリングをしながら「順応的管理」により小規模に実施していきます。</u>(計画の目標にある「試験実施」及び事業名「干潟環境(干出域等)形成の検討・試験」に沿ったものです。)</p>		
<p>第1節 干潟・浅海域</p> <p>これらの検討を踏まえ、三番瀬の生態系等への事前の影響予測を行い、干潟化の試験を小規模(1ha位)に実施し・・・取り組んでいきます。</p>	<p>計画事業 ・事業内容を述べているので目標とするべき試験面積を入れる様修正されたい。</p>	<p>3 ~ 4 頁</p>	<p>川口</p>

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第2節 生態系・鳥類</p> <p>事業内容 5か年の目標 <u>かつての</u>生物多様性の回復のための当面の目標 生物種の選定と再生・・・</p>	<p>どの時代への回復なのか、時代により生態系が違ってくるので、<u>かつてのと</u>、修正されたい。</p>	<p>6頁</p>	<p>川口</p>

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第3節 漁業</p> <p>「第1次事業計画の目標」 (第1段落省略)</p> <p>この目標を達成するため、まず流動の停滞等によって生産性の低下した漁場の改善方法を検討するとともに・併せてノリ、アサリに関する調査・研究等を進めます。</p>	<p>この目標を達成するため、まず流動の停滞、江戸川放水路からの放水等を含め、生産性の低下要因の解明による、漁場の改善方法を検討するとともに・併せてノリ、アサリに関する調査・研究等を進めます。</p>	7頁	竹川
<p>第3節 漁業</p> <p>「8 漁業者と消費者を結ぶ取組」 5か年の目標:「千産千消」やブランドづくりの取組支援</p> <p>三番瀬の漁業を活性化させるためには、漁業への幅広い県民の理解が必要です。</p> <p>このため、県下全域における取組との整合を図りつつ、「千産千消」やブランドづくりの取組等、漁業者による三番瀬の漁業に関わる様々な情報発信を支援して消費者との結びつきを深めていきます。</p>	<p>5か年の目標: <u>漁業組合活動PR事業展開への支援</u></p> <p>三番瀬の漁業を活性化させるためには、<u>幅広い県民の漁業への理解</u>が必要です。</p> <p>このため、県下全域における取組との整合を図りつつ、<u>潮干狩り支援、地場海産物の直販会等、PR事業展開の取組を支援</u>します。</p>	10頁	工藤

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第4節 水・底質環境 「第1次計画の目標」 (第4段落まで省略)</p> <p>さらに、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域等の拡大を図るため、干潟的環境(干出域等)形成の試験や淡水導入の検討・試験を実施します。</p>	<p>さらに、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域等の拡大を図るため、<u>旧江戸川からの淡水導入及び土砂供給などによる、干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験を実施します。</u> (3頁の説明参照願います)</p>	11頁	竹川
<p>第4節 水・底質環境(p14) ...雨水浸透施設の設置を奨励する...</p>	<p>...雨水浸透施設の設置を奨励する...申請時における官民一体となった設置指導を行い、<u>また道路・駐車場・庭等に於いては過剰な舗装を控え、工事の機会等を利用して漸次、透水性舗装に切り替えるなど、流域住民の啓発に努め雨水浸透対策の促進を図ります。</u> 【理由】透水性舗装のメリット ・ 地下水の確保と都市型水害(鉄砲水)の防止</p>	-	米谷

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌による浄化作用の利用 ・ スギ花粉や排気ガス中の浮遊粒子（光化学スモッグや喘息の原因物質である煤のような物）を地中に吸収する。 <p>* 工事は水道・ガス工事時に漸次行えば、一石二鳥に進む</p>		
<p>第4節 水・底質環境（計画の目標）</p> <p>このため、行徳湿地と三番瀬との<u>効果的な</u>海水交換を実施する・・・</p> <p>計画事業</p> <p>1．海老川流域水、真間川流域</p> <p>2 - (2) 産業排水対策</p> <p>・ 事業内容</p> <p>汚濁負荷量を削減するとともに、<u>関連事業企業への汚濁防止を徹底させるとともに、事業場への立入検査等</u>・・・</p>	<p>現在、検討中の案では海水交換の効率が望めないのではとの意見が出ています。効果的な方法を実施しなければならないので修正をされたい。</p> <p>海老川、真間川ともに重要な川であるので修正をされたい。</p> <p>企業への汚濁防止を遵守と徹底させる為にも修正されたい。</p>	<p>1 1 頁</p> <p>1 3 頁</p> <p>1 4 頁</p>	<p>川口</p>

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第5節 海と陸との連続性・護岸 「第1次事業計画の目標」 (第1段落省略)</p> <p>このため、塩浜2丁目において・・・進めていきます。その他安全性が確保されていない護岸については、必要な調整・検討を早急に進めます。</p> <p>また、海と陸との連続性の回復や、・・・湿地の復元など護岸の海側及び陸側における自然再生の実現に取り組みます。</p>	<p>(第1段落省略)</p> <p>このため、塩浜2丁目において・・・進めていきます。その他安全性が確保されていない<u>塩浜1丁目護岸</u>については、必要な調整・検討を早急に進めます。</p> <p>(塩浜3丁目護岸については現在、危険立ち入り禁止区域の指定はなく、1,2丁目護岸に比べ、老朽化、鋼矢板腐食度とも軽微。台風被害もなく空洞検査も実施していない。津波危険に対しても、県は護岸高5,4mで問題なしと評価しているが、3丁目の護岸高は5,6mである。「千葉県三番瀬再生計画(事業計画、案)の意見募集結果について、平成18年1月13日付、2頁に記載」)。</p> <p>また、塩浜2丁目については、海と陸との連続性の回復や、・・・湿地の復元など護岸の海側及び陸側における自然再生の実現を図るため、調査に取り組みます。</p> <p>(普通に考えれば5年間で調査だけでは確かに不十分です。素案第1章第3節で、第1次事業計画の目標として、自然(湿地)再生については「調査」もしくは「試験」としたのは陸側と陸側における再生事業が合い見合いの関係にあ</p>	17頁	竹川

<p>「計画事業」 自然再生（湿地再生）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5カ年の目標 <p>自然再生（湿地再生）の実現に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 <p>検討結果を踏まえて・・・調整を図りながら、自然再生の実現に取り組めます。</p> <p>2 新規事業の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5カ年の目標 <p>護岸の安全確保に向けた具体的な取り組みの実施</p> <p>塩浜1丁目をはじめとして、塩浜2丁目と3丁目の区域以外にも安全性を確保できていない護岸があり、特に塩浜1丁目護岸は早急な改修が必要です。</p>	<p>るからだと思います。本章の第6節は、陸側での湿地再生事業に絡む、「三番瀬を生かしたまちづくり」ですが、市の主体的な取り組みが不明であり、関係者の「場の設定」が5年間の努力目標なのです。これでは海側だけで「自然（湿地）再生事業」のしわ寄せが進むこととなります。杞憂であればもちろん実現に向けて取り組むに越したことはないと思います。</p> <p>5カ年目標の修正</p> <p>自然再生（湿地再生）に向けた<u>調査の実施</u></p> <p>検討結果を踏まえて・・・調整を図りながら、自然再生の実現に向けた<u>調査</u>に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5カ年の目標 <p><u>塩浜1丁目護岸の安全確保に向けた具体的な取り組み</u></p> <p><u>塩浜1丁目は当初より被害が生じ、緊急危険がある護岸であり、早期改修が必要です。海岸保全施設であると否とを問わず、安全確保のため市川漁港の改修も視野に入れながら事業主体など、必要な調整・検討を早急に進めます。</u></p> <p>（塩浜1丁目は最も危険であると指摘され、円卓会議計</p>	<p>18頁</p> <p>19頁</p>	
---	---	-----------------------	--

	<p>画案にも緊急危険護岸としてはじめに明記されていたから当然のことです。これと反対に3丁目護岸は、上記17頁で説明した理由で、(緊急・早期着手事業)の対象ではない。第5節の、「第一次事業計画目標」に書かれているのは2丁目護岸の改修であり、3丁目は入っていない理由でもあると思います。まして1, 2, 3丁目区域以外にも危険な護岸があると書かれていますが、不可解なことです。)</p>		
<p>第5節 海と陸との連続性・護岸</p>	<p>「第5節 海と陸との連続性・護岸」の部分で、(素案)本文の修正・補足を頂いており、安全性が確保されていない護岸部分の塩浜2丁目の改修は始まりましたが、工期が余りにも懸かりすぎている現状の中、台風や地震はいつ起こるかもしれませんので、早急な改修計画(スピードアップ)と一日も早い実施を強く要望いたします。</p> <p>また、塩浜1丁目護岸は、海岸保全地区並びに管理主体の関係から全く目処がたっていないのが現状であり、この地区だけ後回しに考えないで、連続性の回復改修工事を望みます。</p> <p>引延しのための、調査・調整・検討は、事業経費の無駄遣いです！</p>	<p>-</p>	<p>佐藤</p>

<p>第5節 海と陸との連続性・護岸</p> <p>2. 新規事業の提案 護岸の安全性確保の取り組み (緊急・早期着工事業)</p> <p>事業内容 必要性、目的及び取り組み内容等 「このため、三番瀬において安全性が保たれていない護岸を把握し、安全かつ生態系に配慮した改修が行なわれるよう、『市川漁港の改修』も視野に入れながら事業主体など、必要な調整・検討を早急に進めます。」</p>	<p>市川漁港については、全く議論がなされていない。「改修」にするのか、位置や必要な設備、影響予測等を含めた検討がなされていない中で、『改修』という言葉を使うのは、不適切。「市川漁港の『検討』」とすべき。</p>	<p>19頁</p>	<p>後藤</p>
--	--	------------	-----------

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第6章 三番瀬を活かしたまちづくり</p> <p>2 新規事業の提案 三番瀬周辺地域における調和のとれたまちづくりの取り組み (中期的事業) 事業内容 5カ年の目標 三番瀬周辺区域における調和の取れた町づくり方法の検討にむけた『<u>地域協議の場の設置</u>』</p> <p>必要性、目的及び取り組み内容等 「そこで、土地利用計画のあり方、大規模開発のあり方、海から見た良好な景観の形成の方法など、三番瀬周辺区域における全体に調和のとれたまちづくり方法について検討するため、<u>広域的な観点から『地域協議の場の設置』</u>を図っていきます。」</p>	<p>「地域協議の場の設置」の「地域」というのはどの範囲をさすのか、確認したい。「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」では、「計画区域(再生事業の実施について検討の対象となる区域)」として、(1)三番瀬(約1,800ヘクタール)及びその周辺の海域 (2)三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の区域(約181平方キロメートル)と定めている。</p> <p>「広域的な観点から地域協議の場の設置」という文章からすると、「浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の区域(約181平方メートル)」を対象とし、参加者もその関係者になるように読めるがそれでよいのか。</p>	<p>19頁</p>	<p>後藤</p>

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第7節 海や浜辺の利用 「第一次事業計画の目標」 (第1段落は省略) また、人が三番瀬とふれあい、学ぶ場として、干潟的環境(干出域等)形成に関する試験や、湿地の復元等自然再生の実現に取り組みます。</p>	<p>(第1段落は省略) また、人が三番瀬とふれあい、学ぶ場として、干潟的環境(干出域等)形成に関する試験や、湿地の復元等自然再生の実現を図るための調査に取り組みます (他節との整合を図るため修正です。)</p>	22頁	竹川
<p>第7節 海や浜辺の利用</p>	<p>「第7節 海や浜辺の利用」、【計画事業】ルールづくりの取り組み・5カ年の目標、・事業内容の「地域協議の場の設置」(答申原案 P23)について、「地域協議の場の設置」の「地域」というのはどの範囲をさすのか、確認したい(6節での修正意見参照)。</p>	22頁	後藤

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進</p> <p>「第1次事業計画の目標」 (第1段落省略)</p> <p>このため、三番瀬の再生・保全・利用等の枠組みを明確にする条例の制定や、谷津干潟と三番瀬のとの連携を考慮したラムサール条約への登録について、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進めます。</p>	<p>節名の修正</p> <p>第10節 再生・保全・利用のための<u>条例制定及びラムサール条約への登録実現</u></p> <p>(第1段落省略)</p> <p>このため、三番瀬の再生・保全・稚用等の枠組み、<u>知事はじめ関係者の義務などを明確にした条例の普及・制定を図ります。また韓国で開催される2008年ラムサール締約国会議を目途として、関係者・関係機関と具体的な協議・調整に努め、ラムサール条約への登録の早期実現を図ります。</u></p> <p>(条例制定、登録実現に一步でも近づけるようにとの趣旨です。)</p>	30頁	竹川

第2章 三番瀬の再生に向けて取り組む事業

答申原案の該当部分 (章・節・該当部分)	修正意見(修正理由)	備考	委員
<p>第12節 東京湾の再生につながる広域的な取り組み</p> <p>「第1次事業計画目標</p> <p>三番瀬の再生を通じて、東京湾の再生につながる関係自治体等との連携による広域的な取り組みへと結びつけていくことが重要です。</p>	<p>「第1次事業計画目標</p> <p><u>千葉方式による三番瀬の再生事業の経験と、今後の活動を通して、東京湾・三番瀬の再生につながる関係自治体・住民との広域的な連携と交流が必要です。</u></p> <p>(時空にひろがる三番瀬再生事業の成就のために、千葉主権、千葉方式、千葉モデルと称した三番瀬再生事業の成果を東京湾岸自治体に発信し、相互の連携プレーが図る必要があるからです。)</p>	33頁	竹川